

第3期 館林市耐震改修促進計画（案）

令和3年4月

目 次

第1章 計画の背景.....	1
1 目的・背景.....	1
2 耐震改修促進法の改正及び本計画の改正の背景.....	2
3 計画の位置付け.....	3
4 計画期間.....	3
5 対象建築物.....	4
第2章 館林市における地震の危険性.....	6
1 県内及び館林市の地震被害.....	6
2 館林市周辺の活断層.....	7
3 館林市内の地震動の予想.....	9
4 館林市の地震被害想定.....	10
第3章 耐震化の状況と目標.....	11
1 住宅の耐震化率の現状.....	11
2 多数の者が利用する建築物の耐震化率の現状.....	12
3 耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率の現状.....	13
4 住宅の耐震化の見込みと目標.....	14
5 多数の者が利用する建築物の耐震化の見込みと目標.....	15
6 耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の見込み.....	16
7 ブロック塀等.....	16
第4章 建築物の耐震化促進施策.....	17
1 住宅及び特定既存耐震不適格建築物の所有者等の取組方針.....	17
2 市、所有者、関係団体、建築士、施工者などの連携・役割分担.....	17
3 耐震化促進の施策.....	18
(1) 周知・啓発活動の実施.....	18
(2) 耐震化の支援.....	18
(3) 耐震改修促進法に係る各種認定.....	19
(4) 住宅の建替えの促進・除却の促進.....	19
(5) 住宅のリフォームに合わせた耐震改修の促進.....	19
(6) 「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」の策定.....	20
(7) 住む人に合わせた耐震改修の促進.....	20
4 住宅の減災化の促進.....	21
(1) 耐震シェルター等の設置の促進・支援.....	21
5 市有建築物の耐震化の推進.....	22
6 避難路の指定及び沿道建築物の耐震化.....	23
7 耐震改修促進法等に基づく指導等の実施.....	25
8 その他の地震時における安全対策の取り組み.....	26

第1章 計画の背景

1 目的・背景

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災は、死者・行方不明者が 2 万人^{*1}を超える尊い命が奪われ、全壊した住宅は 12.4 万戸^{*1}、半壊した住宅が 27.5 万戸^{*1}という甚大な被害がありました。

平成 24 年 7 月の中央防災会議防災対策推進検討会議最終報告では、「21 世紀前半に南海トラフ沿いで大規模な地震が発生することが懸念されています。加えて、首都直下地震、火山噴火等の大規模災害が発生するおそれも指摘されています。これらの災害が、最大クラスの規模で発生した場合に、東日本大震災を超える甚大な人的・物的被害が発生することはほぼ確実である。」と示されており、建築物の地震に対する安全性の向上を図るため、建築物の耐震化の促進が喫緊の課題となっています。

こうした背景を踏まえ、平成 25 年 11 月に改正された建築物の耐震改修の促進に関する法律が施行されました。国の基本方針では、南海トラフ地震防災対策推進基本計画及び首都直下地震緊急対策推進基本計画、住生活基本計画（平成 28 年 3 月閣議決定）における目標を踏まえ、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成 32 年（当時）までに少なくとも 95 パーセントにすることを目標とするとともに、平成 37 年（当時）までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標とされました。

平成 7 年 1 月の阪神・淡路大震災では、昭和 56 年以前に建築された、新耐震基準に適合しないと考えられる耐震性が不十分な建築物に多くの被害が見られました。このことについて、平成 28 年 4 月の熊本地震においても同様に旧耐震基準の木造住宅の被害が顕著に大きかったとされています。また、平成 30 年 6 月の大阪府北部地震ではブロック塀の倒壊による死者が発生し、倒壊のおそれがある組積造の塀又は補強コンクリート造の塀（以下「ブロック塀等」という。）の安全確保対策が求められています。

建築震災調査委員会の報告書では、昭和 56 年 6 月の建築基準法の改正によって強化された新耐震基準に基づいた建築物は、倒壊に至るような大きな被害が少なかったとのことで、この傾向は、阪神・淡路大震災でも、平成 16 年の新潟県中越地震においても顕著であり、東日本大震災においても、新耐震基準に従って建設・補強された建築物の地震の揺れによる被害は限定的であり、死傷者や経済的な損害の大半は津波によるものでした^{*2}。

こうしたことから、大規模地震による被害を減少させるためには、新耐震基準が導入される以前の耐震性が不十分な建築物について、耐震改修等により耐震性の向上を図ることが、多くの生命や財産を守るために重要です。

※1：消防庁災害対策本部、平成 27 年第 152 報

※2：東日本大震災記録集（消防庁、平成 25 年 3 月）

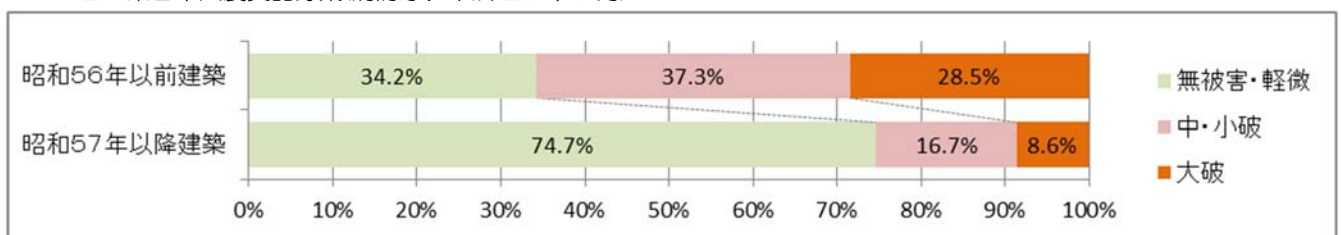


図 1-1：阪神・淡路大震災における建築時期による被害状況

資料：平成 7 年阪神・淡路大震災建築震災調査委員会中間報告書（建設省）による

2 耐震改修促進法の改正及び本計画の改正の背景

本計画の策定の根拠法である「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）は、平成 7 年 10 月に公布され、平成 18 年の改正によって、国土交通大臣は建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めることとなり、さらに都道府県は基本方針に基づき、耐震改修促進計画の策定が義務付けられました。

その後、地震時の人的・経済的被害を軽減するために、平成 27 年の住宅・建築物の耐震化率を 90%とする政府の目標に対して、耐震化の進捗が遅れており、また南海トラフの巨大地震や首都直下地震の切迫性が指摘される中、建築物の耐震化を強力に促進するため、平成 25 年 11 月に改正耐震改修促進法が施行されました。

改正耐震改修促進法では、病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物や学校、保育所等の避難弱者が利用する建築物等のうち大規模な建築物に対して、平成 27 年 12 月までに耐震診断の実施と所管行政庁への結果報告を行うことが義務付けられました。また、防災拠点建築物等や緊急輸送道路等の避難路沿道建築物について、都道府県や市町村が耐震診断の義務付けを行うことができるようになりました。併せて、耐震性に係る表示制度の創設や、認定された耐震改修について容積率・建ぺい率の特例などの促進策が講じられました。さらに、大阪府北部地震による被害を受け、平成 31 年 1 月施行の政令改正により、耐震診断が義務付けられる避難路沿道建築物にブロック塀等が追加されました。

このような背景のもと、平成 19 年 1 月に「群馬県耐震改修促進計画」が策定され、本市においても平成 20 年 3 月に「館林市耐震改修促進計画」、平成 29 年 3 月に「第 2 期 館林市耐震改修促進計画」策定し、住宅・建築物の耐震化の促進を図ってきました。

「第 2 期 館林市耐震改修促進計画」では、平成 32 年度末（当時）までに住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を 95%にすることを目標に、住宅及び建築物の耐震化の促進に取り組んできましたが、目標の達成には至らなかったことから、耐震化のさらなる推進が必要となっています。

そこで本計画では、耐震改修促進法第 6 条第 1 項に基づき、国の基本方針と令和 3 年 4 月に見直された「群馬県耐震改修促進計画」を踏襲し、令和 7 年度までの住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率の目標を掲げ、建築物の耐震改修の促進に向けて総合的かつ計画的に取り組むこととします。

3 計画の位置付け

本計画は、「群馬県耐震改修促進計画（2021-2025）」を上位計画として、耐震改修促進法第6条第1項の規定に基づき、市内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため計画として策定するものです。また、館林市第6次総合計画、「館林市地域防災計画」及び「館林市強靱化計画」（国土強靱化地域計画）の3つについても上位計画とし、計画の整合性を図ります。

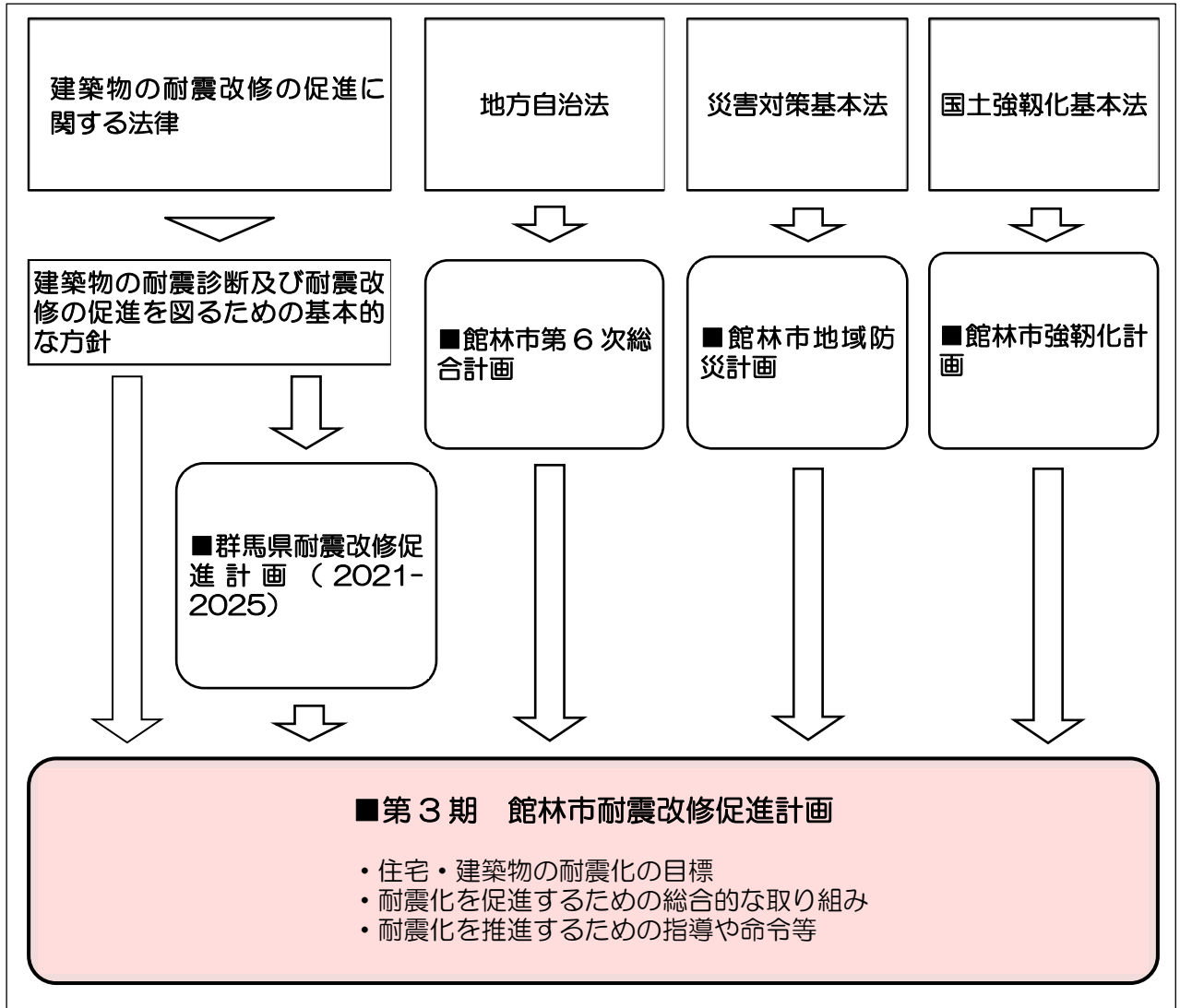


図 1-2：本計画の位置付け

4 計画期間

本計画の期間は、令和3年度から7年度までの5年間とします。

なお、社会情勢の変化や事業進捗状況等を勘案し、定期的に計画内容を検証し、必要に応じ適宜、目標や計画内容を見直すこととします。

5 対象建築物

改正された耐震改修促進法では、すべての既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（以下「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ）について、耐震化の努力義務が課せられるとともに、一部の建築物には耐震診断が義務付けられました。

本計画では、すべての既存耐震不適格建築物の耐震化を促進することとし、その中でも、とりわけ次表に掲げる住宅及び建築物を中心に耐震化を促進します。

表 1-1：本計画で積極的に耐震化を促進する対象建築物

種類		内容	備考
住宅		市民の生命・財産を守ることはもとより、被災地域の減災という視点からも重要な住宅の耐震化を促進します。	戸建住宅、共同住宅（長屋住宅含む）
特定既存耐震不適格建築物 ※1		次に示す一定の規模以上の建築物で耐震化を促進します。 ①多数の者が利用する建築物 ②被災することにより甚大な被害が発生することが想定される危険物等を取り扱う建築物 ③地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物	耐震改修促進法第14条各号に定める特定既存耐震不適格建築物
耐震診断義務付け対象建築物※2		公共性が高いことや倒壊時に大きな被害が想定されることなどから、特に耐震化を積極的に促進します。	
要緊急安全確認大規模建築物		<ul style="list-style-type: none"> ・病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの ・一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場、処理場のうち大規模なもの 	耐震改修促進法附則第3条に定める要緊急安全確認大規模建築物
要安全確認計画記載建築物	沿道建築物※3	・県又は市町村が指定する緊急輸送道路等の避難経路沿道建築物	耐震改修促進法第7条に定める要安全確認計画記載建築物
	防災拠点	・県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物	
市有建築物※4		市有建築物は、災害時の活動拠点や広域的な重要施設となることや多くの市民が集まることから、特に耐震化を積極的に推進していきます。	

※1：次ページ表 1-2 に定められた用途及び規模（特定既存耐震不適格建築物の要件欄）を満たし、かつ、建築基準法等の耐震関係規定に適合していない既存不適格建築物。

※2：次ページ表 1-2 に定められた要件（耐震診断義務付け対象建築物の要件欄）を満たし、かつ、建築基準法等の耐震関係規定に適合していない既存不適格建築物であって、昭和56年5月31日以前に建築に着手したもの。（旧耐震基準建築物）

※3：調査の結果、該当建築物なし。

※4：市有建築物の考え方については21ページによる。

表 1-2：耐震改修促進法における特定既存耐震不適格建築物等の要件一覧表

用途		特定既存耐震不適格建築物の要件（耐震改修促進法第14条）	指示※1対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件（耐震改修促進法第15条）	耐震診断義務付け対象建築物※2の要件（耐震改修促進法附則第3条・第7条）
多数の者が利用する建築物（耐震改修促進法第14条第1号）	学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上（屋内運動場の面積を含む）	階数2以上かつ1,500㎡以上（屋内運動場の面積を含む）
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上		
	体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上
	ボウリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
	病院、診療所			
	劇場、観覧場、映画館、演芸場			
	集会場、公会堂			
	展示場			
	卸売市場			
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			
	ホテル、旅館			
	賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿			
	事務所			
	老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上
	幼稚園、保育所			
	博物館、美術館、図書館			
	遊技場			
	公衆浴場			
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの			
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗				
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）				
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの				
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設				
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物				
被災することにより甚大な被害が発生することが想定される危険物等を取り扱う建築物（耐震改修促進法第14条第2号）	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	階数1以上かつ500㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上かつ敷地境界線から一定距離以内に存する建築物	
地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物（耐震改修促進法第14条第3号）	耐震改修促進計画で指定する避難路沿道建築物であって、前面道路に対して一定の高さ以上の建築物（建物に附属するブロック塀等を含む）	左に同じ	耐震改修促進計画で指定する重要な避難路沿道建築物であって、前面道路に対して一定の高さ以上の建築物（建物に附属するブロック塀等を含む）	
防災拠点である建築物			耐震改修促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な、病院、官公署、災害応急対応策に必要な施設等の建築物	

要緊急安全確認大規模建築物（耐震改修促進法附則第3条）

要安全確認計画記載建築物（耐震改修促進法第7条）

※1：耐震改修促進法第15条第2項に基づく指示
 ※2：義務付け対象は旧耐震基準建築物

第2章 館林市における地震の危険性

1 県内及び館林市の地震被害

群馬県は過去に多くの地震被害を経験しています。

大正以降、県内で発生した地震被害で最も大きいものが、昭和6年に発生した「西埼玉地震」で、死者5名、負傷者55名を数えるほか、八高線鉄橋を破壊されるほどの被害が発生しています。また、新潟県中越地震（H16.10）では、県内でも度重なる余震を観測し、家屋1,055戸が一部破損の被害を受けています。

記憶に新しいところでは、平成23年3月11日に発生した、東北地方太平洋沖地震があり、住宅の一部破損が17,246棟にも及び被害が発生しました。

また、818年には関東平野北西部（今の群馬県付近）で推定マグニチュード7.5の弘仁地震が発生し、歴史書「類聚国史」には、多くの死者が出たと記載されています。

表2-1：過去の地震被害

発生日月	地震名 (震源)	規模 (M)	震度	群馬県内の主な被害
1916.2.22 (大正5年)	・・・*1 (浅間山麓)	6.2	3：前橋市	家屋全壊7戸、半壊3戸 一部破損109戸
1923.9.1 (大正12年)	関東地震 (神奈川県西部)	7.9	4：前橋市	負傷者9人、家屋全壊49戸 半壊8戸
1931.9.21 (昭和6年)	西埼玉地震 (埼玉県北部)	6.9	5：前橋市	死者5人、負傷者55人、 家屋全壊166戸、半壊1,769戸
1964.6.16 (昭和39年)	新潟地震*2 (新潟県下越沖)	7.5	4：須田貝通報所、前橋市	負傷者1人
1996.12.21 (平成8年)	茨城県南部の地震 (茨城県南部)	5.6	5弱：板倉町 4：沼田市、片品村、桐生市	家屋一部破損64戸
2004.10.23 (平成16年)	平成16年(2004年) 新潟県中越地震*2 (新潟県中越地方)	6.8	5弱：片品村、高崎市、渋川市	負傷者6人 家屋一部破損1,055戸
2011.3.11 (平成23年)	平成23年(2011年) 東北地方太平洋沖地震 *2(三陸沖)	9.0	6弱：桐生市 5強：沼田市、前橋市、高崎市、 太田市、渋川市、明和町、 千代田町、大泉町、邑楽 町、館林市	死者1名(館林)、負傷者41名 住家半壊7棟 住家一部破損17,246棟
2018.6.17 (平成30年)	群馬県南部の地震 (群馬県南部)	4.6	5弱：渋川市 4：前橋市、桐生市、伊勢崎市、 沼田市、吉岡町、東吾妻町	住宅一部破損4棟

*1：1916年(大正5年)の浅間山麓を震源とする地震は、浅間山の火山活動に起因する火山性地震と推定され、局所的な被害にとどまっています。

*2：気象庁が命名した地震。

資料：「館林市地域防災計画」(第1編 総論 第5節)、「群馬県耐震改修促進計画」(第3章 表3-1)

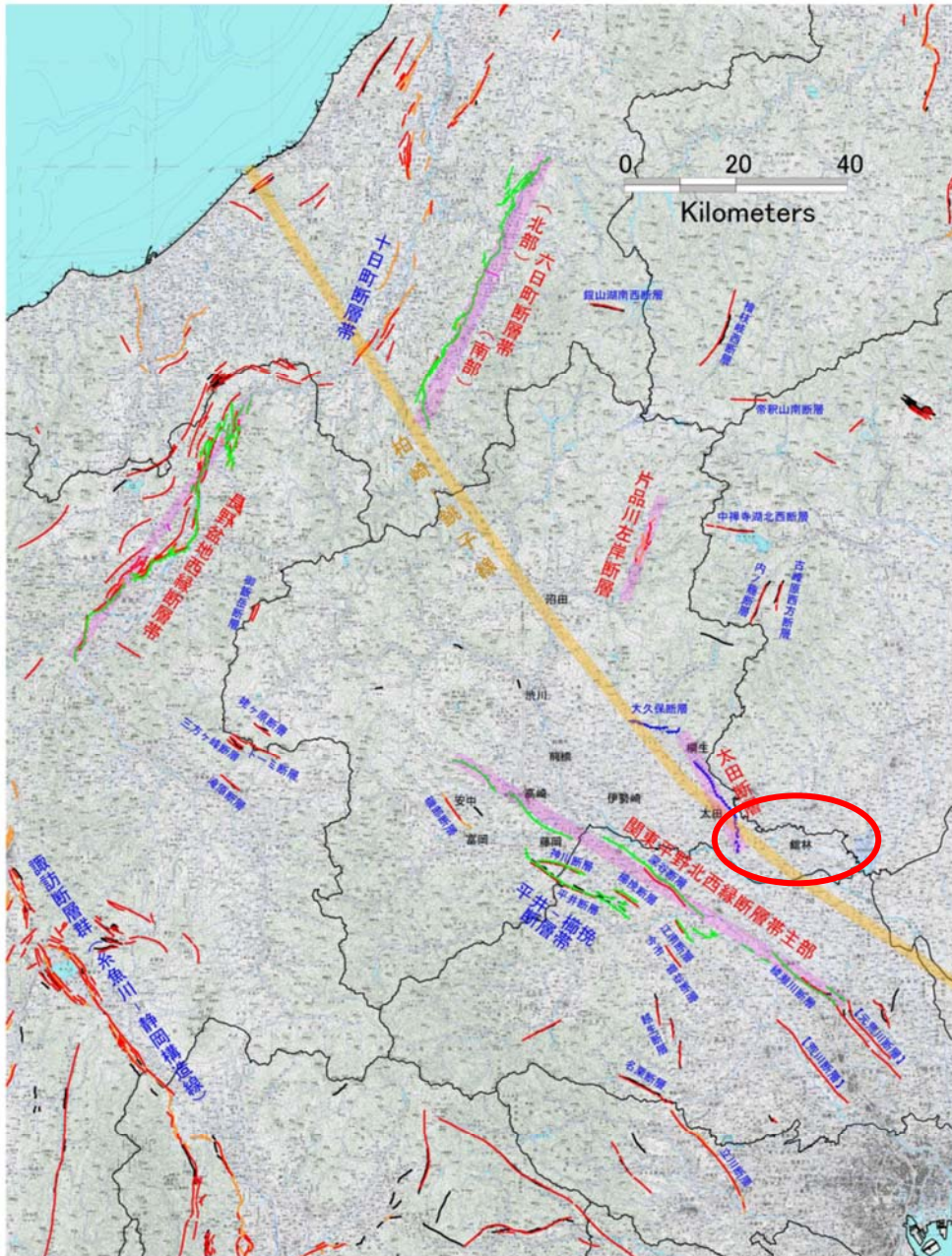
2 館林市周辺の活断層

地震には、活断層の活動による「内陸直下型地震（阪神・淡路大震災や新潟県中越地震など）」と、プレート（岩盤）どうしがぶつかり合うことにより発生する「プレート境界型地震（関東大震災や十勝沖地震など）」があります。

群馬県内には、フォッサマグナの東縁の可能性があるとされる「柏崎－銚子構造線※」が県土を南北に貫いています。新潟県中越地震は、その震源地（長岡市や小千谷市など）が「柏崎－銚子構造線」沿線に点在していたため、大きな余震が数多く発生したと考えられています。

また、本市近辺には、埼玉県北部から高崎市北部まで続く深谷断層が認められます。深谷断層の南西側には、深谷断層と平行する平井－榎挽断層帯の各断層や磯部断層が断続的に分布しており、平井－榎挽断層帯のうち、神川断層、平井断層が発達しています。さらに、深谷断層と埼玉県東部にある江南断層や綾瀬川断層、平井－榎挽断層帯が一連のものとして関東平野北西縁断層帯と定義されています。なお、その後に行われた調査及び研究成果により新たな知見が得られたため、関東平野北西縁断層帯は深谷断層帯・綾瀬川断層に二分され、それぞれ評価されています。その他、県内の活断層としては、みどり市大間々周辺の大久保断層や太田市東部から桐生市南部に延びる太田断層の他に北西部の県境付近の活火山周辺の短い活断層及び県北東部の片品川流域の片品川左岸断層などが挙げられます。

※構造線：地殻変動により生じた大規模な断層帯のこと、一本の大断層ではなく、時期や規模によらず数多くの断層の集合体から成る場合が多い。これを境に両側は著しく異なる地質構造が形成されます。特に、新潟県の柏崎付近から三国峠、沼田、赤城山、太田を通り千葉県銚子付近へ抜ける構造線を、柏崎－銚子構造線と言います。



線種	断層名	出典
— (赤)	(活断層：確実度Ⅰ・Ⅱ)	新編日本の活断層 (1991)
— (黄)	(活断層)	活断層詳細デジタルマップ (2002)
— (黒)	(推定活断層)	活断層詳細デジタルマップ (2002)
— (緑)	関東平野北西縁断層帯主部 (平井-橋挽断層帯)	地震調査研究推進本部 (2005)
— (黄緑)	長野盆地西縁断層帯	地震調査研究推進本部 (2001)
— (紫)	六日町断層帯	地震調査研究推進本部 (2009)
— (青)	大久保断層	松田ほか (1977)、熊原・近藤 (2008)
— (赤)	太田断層	熊原・近藤 (2009)
— (黄)	(柏崎-鏡子線)	

図 2-1：群馬県内の構造線や活断層の分布

資料：群馬県地震被害想定調査※(平成 24 年 6 月 群馬県)

※群馬県地震被害想定調査：群馬県に大きな影響を及ぼす可能性の高い地震に対して、自然条件や社会条件の下で、科学的知見に基づき地震による被害を想定し、想定される被害を可能な限り減少させるために実施する県の地震防災対策を充実させるとともに、市町村が実施する防災対策や、県民が自助・共助による地域防災力を向上させていくための検討を行う際の基礎資料とすることを目的として、平成 23～24 年度にかけて実施した調査。

3 館林市内の地震動の予想

地震調査研究推進本部*地震調査委員会は、東日本大震災の発生を受けて指摘された確率論的地震動予想地図の諸課題のうち、特に大規模・低頻度の地震を考慮するための検討等に重点的に取り組み、2014 年以降、新たに公表される長期評価に基づいた全国地震動予想地図を更新、公表しています（本計画策定時の最新版は「全国地震動予測地図地図編 2018 年版（2019 年 1 月修正版）」）。

その全国地震動予測地図によると、市内において、今後 30 年間に震度 6 弱以上の揺れに見舞われる確率が 26%以上ある地域が過半を占めています。

※地震調査研究推進本部：平成 7 年の阪神・淡路大震災の経験を活かし、地震に関する調査研究の成果を社会に伝え、政府として一元的に推進するために作られた組織。地震防災対策の強化、特に地震による被害の軽減に資する地震調査研究の推進を基本目標に調査・研究を進めています。

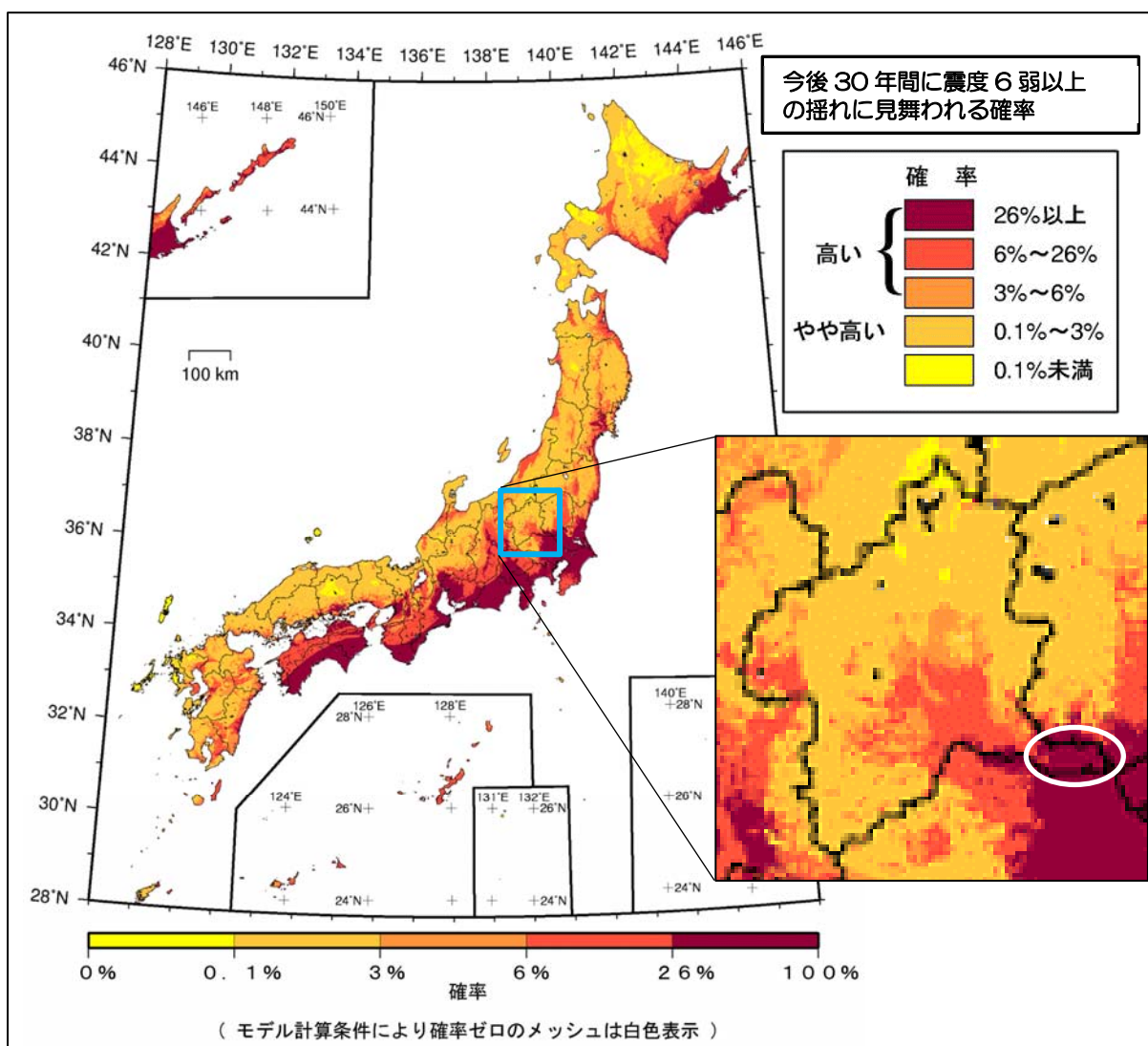


図 2-2：全国地震動予測地図 2018 年版（2019 年 1 月修正版）

資料：地震調査研究推進本部地震調査委員会資料

4 館林市の地震被害想定

群馬県地震被害想定調査では、群馬県に大きな被害を及ぼす可能性の高い3つの震源による地震を、3つの季節・時刻及び風速で想定しその被害を推定したところ、「関東平野北西縁断層帯主部による地震」の「冬の5時(風速 9m/秒)」で最も大きな人的被害(死者及び負傷者数)が想定されました。

本市の人的被害については、十数名の死者の発生、物的被害については、2,600棟を越す建物の損壊、最大で2万人を越す避難者の発生が想定されています。

表 2-2：想定地震ごとの被害想定

項目		想定地震ごとの被害			
		関東平野北西縁断層帯主部による地震	太田断層による地震	片品川左岸断層による地震	
人的被害	死者	冬5時	11人	1人	0人
		夏12時	9人	1人	0人
		冬18時	9人	1人	0人
	負傷者	冬5時	297人	61人	0人
		夏12時	244人	55人	0人
		冬18時	255人	63人	0人
	負傷者のうち重傷者	冬5時	11人	1人	0人
		夏12時	13人	4人	0人
		冬18時	16人	7人	0人
	避難者	全避難者数	20,794人	6,005人	8人
		乳幼児	1,253人	362人	0人
		高齢者	4,644人	1,341人	1人
		その他要配慮者	657人	188人	0人
物的被害	建物	全壊	255棟	32棟	2棟
		半壊	2,405棟	521棟	5棟
	火災	出火件数(冬5時)	0件	0件	0件
		出火件数(夏12時)	0件	0件	0件
		出火件数(冬18時)	2件	0件	0件
		焼失棟数(冬5時)	0棟	0棟	0棟
		焼失棟数(夏12時)	0棟	0棟	0棟
		焼失棟数(冬18時)	5棟	0棟	0棟

資料：館林市地域防災計画(令和2年7月 館林市)
群馬県地震被害想定調査(平成24年6月 群馬県)

人口総数：78,608人(平成22年国勢調査による館林市の夜間人口)

建物総数：43,360棟(平成23年10月、固定資産税課税台帳)

避難者は、最大となる地震発生1日後の人数

焼失棟数については、地震発生12時間後の棟数

第3章 耐震化の状況と目標

1 住宅の耐震化率の現状

平成 30 年住宅・土地統計調査の結果（平成 30 年 10 月 1 日現在）に基づく推計^{※1}では、令和元年度末の空き家を除いた住宅の総戸数が 30,399 戸であるのに対し、建築年代を見ると、耐震性能に不安がある昭和 56 年 5 月末以前^{※2}の旧耐震基準の住宅が約 19%に相当する 5,771 戸となっています。

旧耐震基準の住宅のうち、耐震性ありと判断される住宅が合計で 1,653 戸となっており、昭和 56 年 6 月以降の住宅（24,628 戸）と合わせると、耐震性があると判断される住宅は、26,281 戸あり、令和元年度の耐震化率は、推計で 86.4%となっています。そのうち、木造戸建の耐震化率は 82.3%と、木造以外戸建の 99.1%と比べ低い水準となっています。

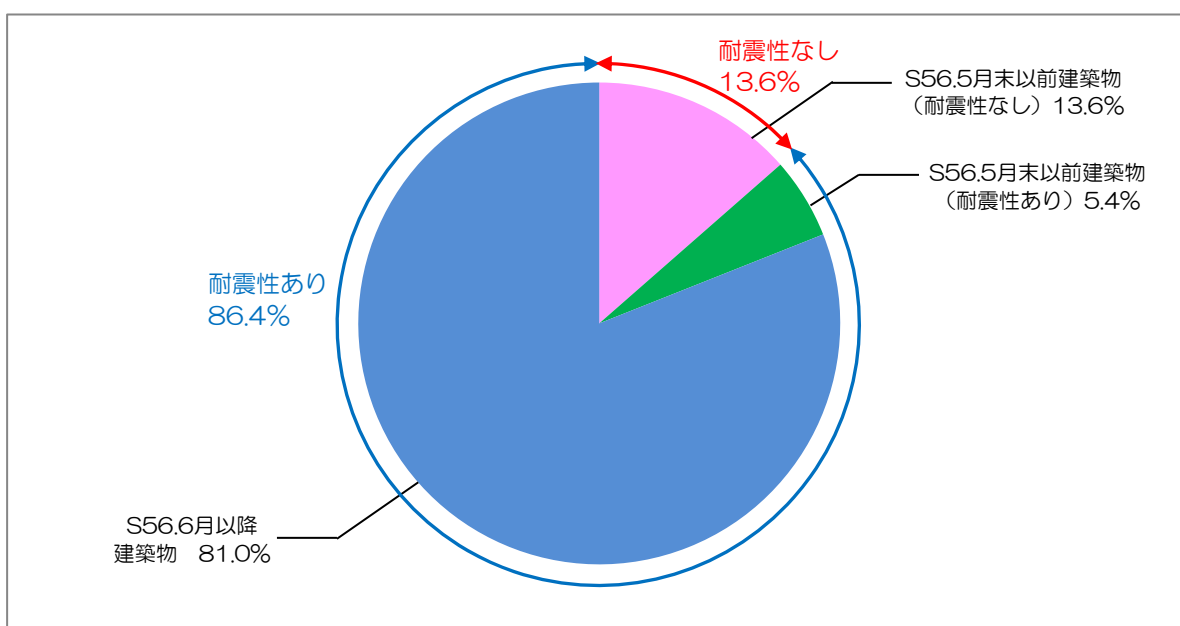


図 3-1：住宅の耐震化率の状況（令和元年度末時点の推計値）

表 3-1：令和元年度末時点の住宅耐震化率の推計値（戸、%）

住宅総戸数	合計	木造戸建	木造以外戸建
	30,399	23,015	7,384
昭和 56 年 6 月以降の建築物	24,628	17,465	7,163
昭和 56 年 5 月末以前の建築物	5,771	5,550	221
耐震性ありと判断されるもの	1,653	1,497	156
耐震性なしと推測されるもの	4,118	4,053	65
耐震化戸数	26,281	18,962	7,319
耐震化率	86.4%	82.3%	99.1%

※1：平成 30 年住宅・土地統計調査における結果を基に、国・県の推計方法に基づき算出しました。

※2：昭和 56 年 6 月に新しい耐震基準が施行されており、阪神淡路大震災では、この年代区分で建物被害に大きな差が出ています。（1 ページ図 1-1 参照）。

2 多数の者が利用する建築物*の耐震化率の現状

令和元年度末時点で多数の者が利用する建築物の総棟数が 217 棟あり、昭和 56 年 5 月末以前の建物が 24.8%に相当する 54 棟あります。

昭和 56 年 5 月末以前の建築物のうち、耐震性ありと診断されるものが 17 棟、改修済（耐震性あり）が 17 棟となっており、昭和 56 年 6 月以降の建築物の 163 棟と合わせると、耐震性があると判断される多数の者が利用する建築物は、197 棟あり、令和元年度末時点の耐震化率は、90.8%となっています。

市有建築物は全 81 棟中 80 棟耐震性ありで、耐震化率は 98.8%、民間建築物は全 136 棟中 117 棟耐震性ありで、耐震化率は 86.0%となっています。なお、耐震性のない市有建築物 1 棟は館林市庁舎であり、既に耐震改修工事に着手しています。

※多数の者が利用する建築物：耐震改修促進法第 14 条第 1 号に掲げる建築物

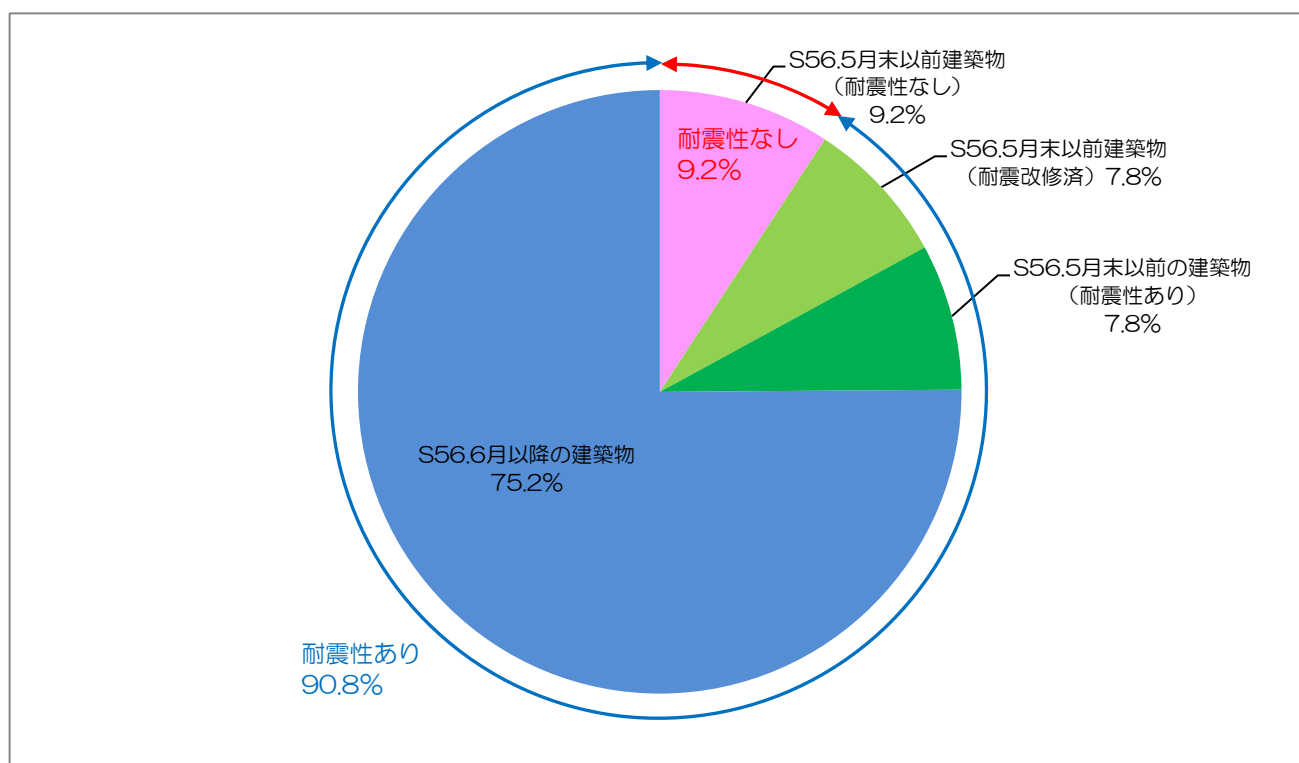


図 3-2：多数の者が利用する建築物の耐震化率の状況（令和元年度末時点）

表 3-2：本市の調査結果に基づく多数の者が利用する建築物の耐震化率（棟、%）

	合計	市有建築物	民間建築物
多数の者が利用する建築物総棟数	217	81	136
昭和 56 年 5 月末以前の建築物	54	27	27
耐震性なしと推測されるもの	20	1	19
改修済（耐震性あり）	17	13	4
耐震性ありと診断されるもの	17	13	4
昭和 56 年 6 月以降の建築物	163	54	109
耐震化棟数	197	80	117
耐震化率	90.8%	98.8%	86.0%

3 耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率の現状

平成 25 年から、不特定多数の者が利用する建築物や学校、保育所等の避難弱者が利用する建築物等のうち大規模な建築物に対して、耐震診断の実施と結果報告を行うことが義務付けられました（要緊急安全確認大規模建築物）。また群馬県では、平成 30 年より防災拠点と、令和 2 年より群馬県地域防災計画に位置づけられている緊急輸送道路のうち特に重要な路線の避難路沿道建築物について、耐震診断を義務付けています（要安全確認計画記載建築物）。なお、本市では、要安全確認計画記載建築物のうち、防災拠点は館林市庁舎の 1 棟であり、避難路沿道建築物に該当する建築物はありません。

令和元年度末時点で市有建築物の耐震化率は 87.5%で、耐震性なしと判断された建築物 1 棟（館林市庁舎）については、既に耐震改修工事に着手しています。

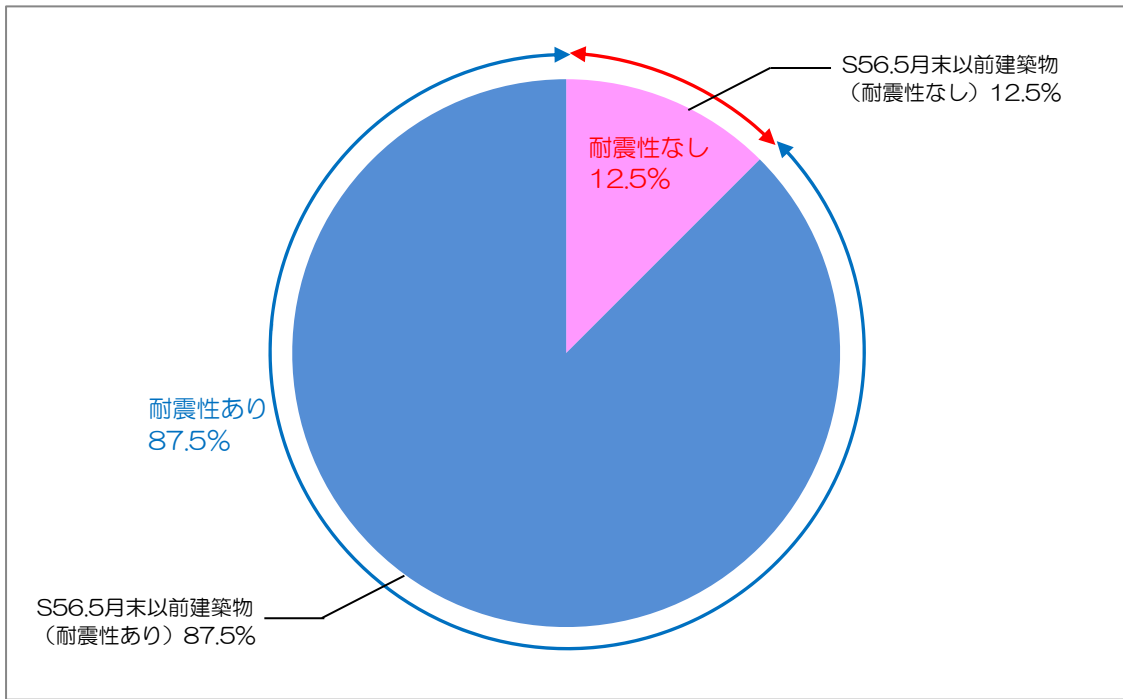


図 3-3：耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率の状況（令和元年度末時点）

表 3-3：令和元年度末時点の耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率

	要緊急安全確認 大規模建築物	要安全確認計画記載建築物	
		防災拠点 ^{※1}	沿道建築物 ^{※2}
耐震診断義務付け対象建築物総数	8	1	0
昭和 56 年 5 月末以前の建築物	8	1	0
耐震性ありと診断されたもの	1	0	0
改修済（耐震性あり）	6	0	0
耐震性なしと診断されたもの	1	1	0
耐震性不明	0	0	0
耐震化棟数	7	0	0
耐震化率	87.5%	0%	-

※1：防災拠点の 1 件（館林市庁舎）は要緊急安全確認大規模建築物にも含まれています。

※2：調査の結果、該当建築物なし。

4 住宅の耐震化の見込みと目標

令和元年度末における住宅の耐震化の現状は、推計で住宅の総戸数が30,399戸であるのに対し、耐震性があると判断される住宅が26,281戸で、耐震化率は86.4%と推計されます。

一方、推計によると令和7年度末の住宅の総戸数は30,328戸とわずかに減少し、住宅の更新がこれまでのペースで進むと仮定した場合、耐震性があると判断される住宅は27,541戸となり、自然更新による住宅の令和7年度末の耐震化率は90.8%にとどまると見込まれます。

群馬県では、現状が86.7%に対し現状の耐震化率や自然更新による耐震化率の見込み及び住宅の耐震性の確保による減災効果を踏まえ、住宅の耐震化率の目標を95%（耐震シェルター等の住宅の部分的な補強による減災化した住戸を含む。）と設定しています。

本市では、「群馬県耐震改修促進計画」に基づき、住宅の耐震化率の目標を95%（耐震シェルター等の住宅の部分的な補強による減災化した住戸を含む。）と設定します。目標の達成に向けては、自然更新による耐震化に加えて、的確な施策の推進により令和7年度末までにさらなる住宅の耐震化及び減災化を促進します。

館林市の住宅の耐震化目標 95%

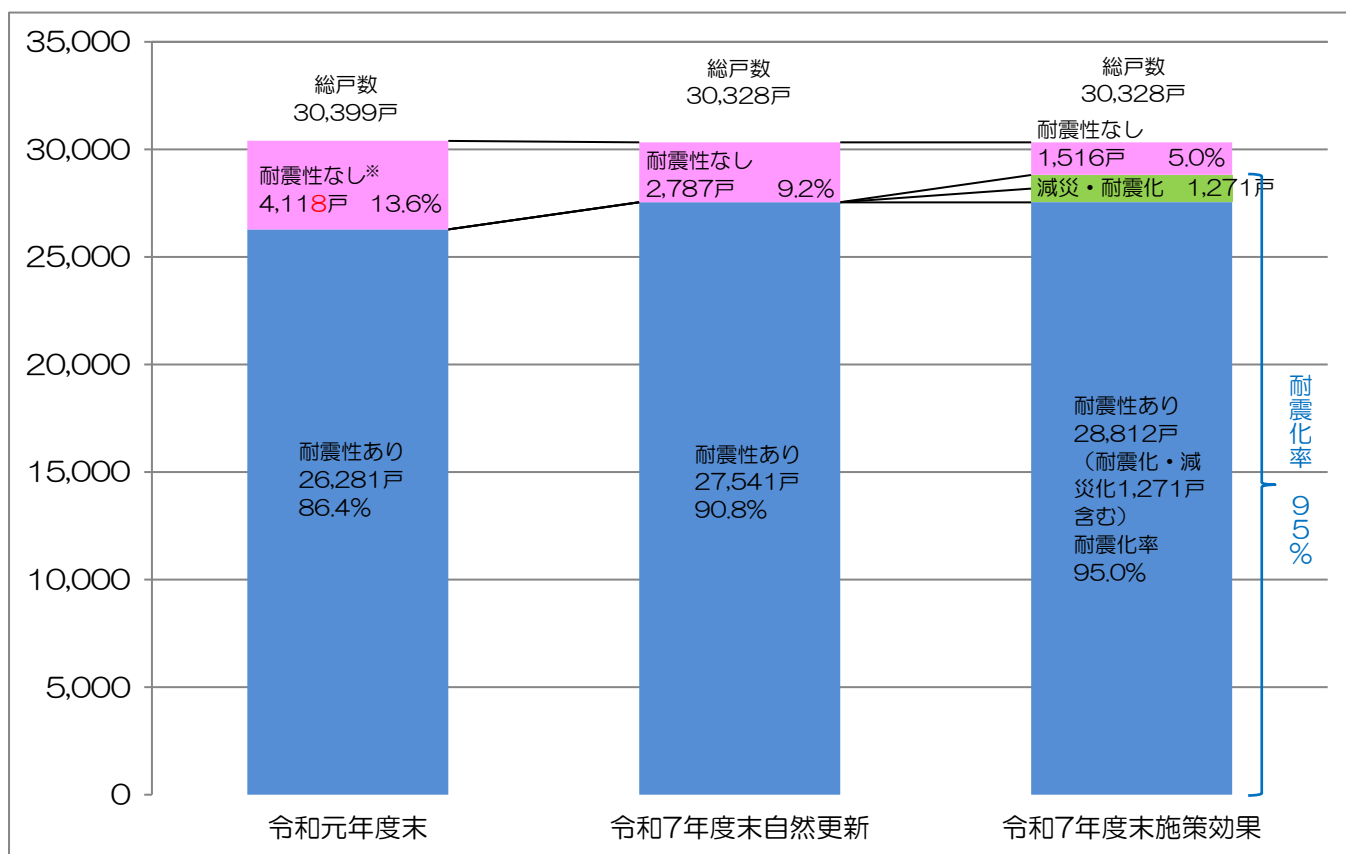


図 3-4：住宅の耐震化の現状と令和7年度末の見込み及び目標

※耐震性なし：本章においては、耐震診断により耐震性がないと確認されたものと耐震診断を実施しておらず耐震性が確認されていないものを含めて「耐震性なし」と称します。

5 多数の者が利用する建築物の耐震化の見込みと目標

令和元年度末時点での多数の者が利用する建築物の耐震化の状況は、総棟数が217棟であるのに対して、耐震性があると判断される建築物が197棟で耐震化率は90.8%となっています。

一方、推計によると令和7年度末には多数の者が利用する建築物の総棟数は218棟とわずかに増加し、多数の者が利用する建築物の除却や改修がこれまでのペースで進むと仮定した場合、耐震性があると判断される建築物は204棟となり、自然更新による令和7年度末の耐震化率は93.6%が見込まれます。

本市では、「群馬県の耐震改修促進計画」に基づき、耐震化率の目標を95%と設定します。

目標達成のため、自然更新に加え、さらに4棟の耐震化を積極的に促進し、市有建築物は、耐震化率100%の達成を目指します。

館林市の多数の者が利用する建築物の耐震化目標 95%

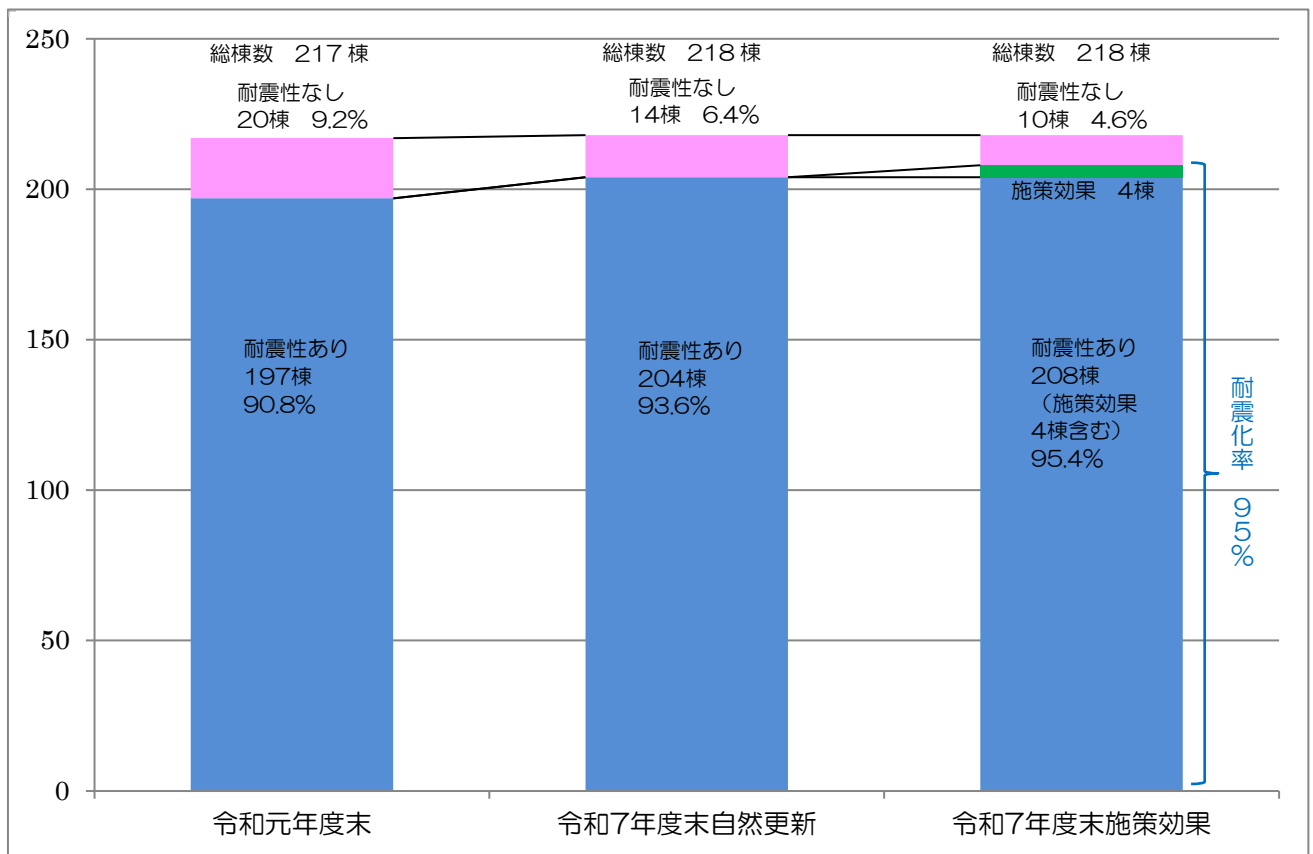


図 3-5：多数の者が利用する建築物の耐震化の現状と令和7年度末の見込み及び目標

6 耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の見込み

市内の耐震診断義務付け対象建築物は 8 棟あり、1 棟は耐震診断により耐震性ありと診断されています。6 棟については既に耐震改修工事が完了しており、残る 1 棟（館林市庁舎）については令和元年度から耐震改修工事に着手しており、工事が完了すると耐震化率 100%を達成する見込みです。

7 ブロック塀等

ブロック塀については、主に昭和 46 年と昭和 56 年に建築基準法施行令が改正施行されており、特に昭和 45 年以前のブロック塀等の危険性が指摘されてきました。

平成 30 年の大阪府北部地震を受けて、平成 31 年の耐震改修促進法の改正により、ブロック塀等の安全対策が急務となっています。

本市では令和元年度からブロック塀等撤去費補助事業を実施し、倒壊のおそれのあるブロック塀等の安全確保対策に取り組んでいきます。

第4章 建築物の耐震化促進施策

1 住宅及び特定既存耐震不適格建築物の所有者等の取組方針

耐震診断や耐震改修が進んでいない理由としては、「耐震化にコストを要すること」、「信頼できる事業者が分からない等の情報不足」、「自分だけは大丈夫という思い」があることなどがあげられます。

個々の耐震化が進んでも、一部の耐震化が遅れたばかりに、地震の発生による被害が地域全体に拡大する可能性もあります。住宅や特定既存耐震不適格建築物の所有者等は、「自分だけは大丈夫という思い」を払拭し、防災対策や、建築物の耐震化を自らの問題、地域の問題として取り組む必要があります。

取り組みにあたっては、自らの生命や財産（住宅及び特定既存耐震不適格建築物）を守るだけでなく、それらが地域の安全性に関しても、支障とならないよう配慮することも必要になります。

住宅及び特定既存耐震不適格建築物の所有者等は、これらのことを十分に認識し、自助努力のもと耐震化の促進に取り組む必要があります。そのためにも、市は様々な手段を用いて耐震化の必要性の認識の普及・啓発を図ります。

2 市、所有者、関係団体、建築士、施工者などの連携・役割分担

国・県・市は、こうした所有者等の取り組みを支援するという観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や情報発信、負担軽減のための制度の創設など必要な取り組みを総合的に進めていきます。また建築士や施工者が住宅や建築物の耐震化のプレイヤーとして活躍できる環境整備を図ります。

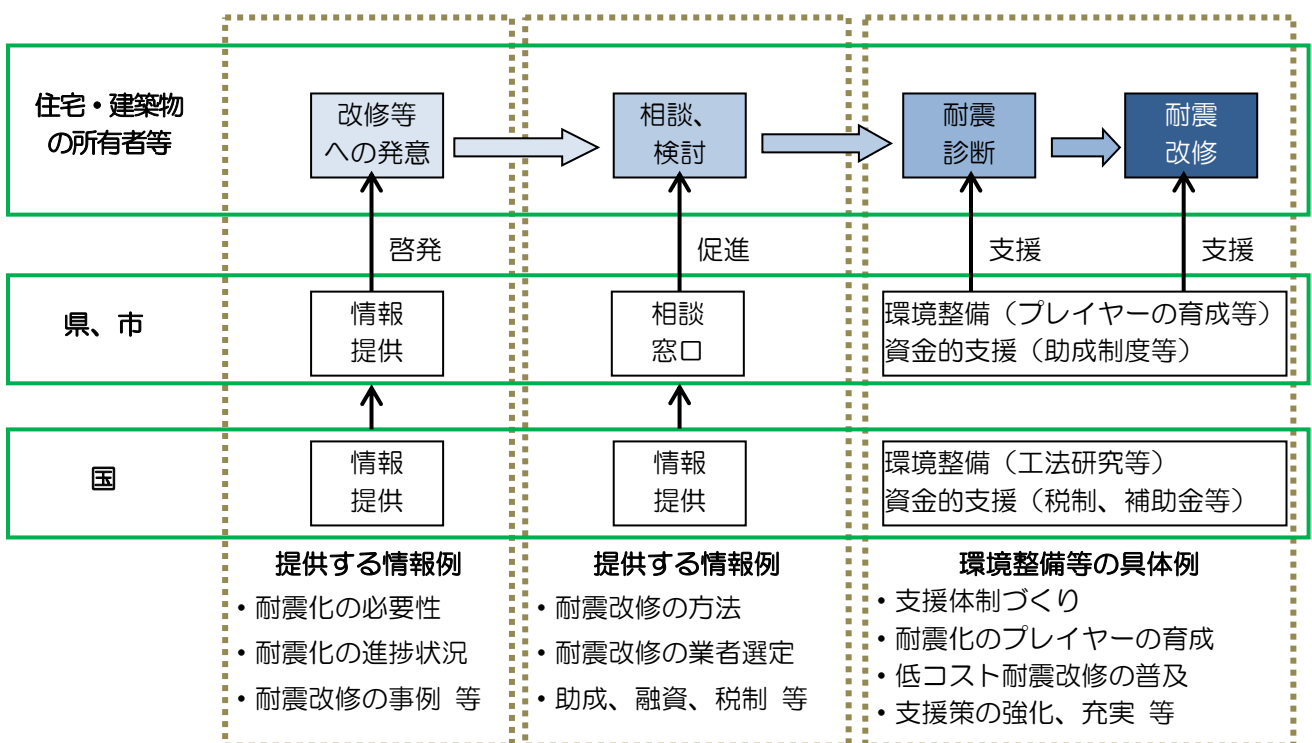


図 4-1：耐震診断・耐震改修の促進イメージ

3 耐震化促進の施策

(1) 周知・啓発活動の実施

本市及び関係団体等で連携し、住宅及び特定既存耐震不適格建築物の所有者等に対して、耐震診断及び耐震改修に関する情報提供や一般的な相談から専門的な相談等の各種相談に応じる相談窓口を設置し、所有者等が安心して耐震化に取り組むことができる環境を整備します。

市民に向けて、広報紙やホームページの活用など様々な手段を通じて、継続的に的確な情報発信を進め広く耐震化の重要性を周知することと平行して、耐震性のない住宅所有者を直接訪問し、耐震診断の実施を促したり、重点的取り組み地域を抽出して、説明会等を開催したりするなど、ターゲットを絞った耐震化の普及・啓発を進めます。

(2) 耐震化の支援

①館林市木造住宅耐震診断者派遣事業

住宅の耐震化を促進するためには、まず住宅所有者が自宅の耐震性の状況について知ることが重要であります。本市では、平成 18 年度より館林市木造住宅耐震診断者派遣事業を行っており、診断に係る費用については、市が全額負担しています。

令和 2 年度までで延べ 284 件の診断を実施し、今後も継続して事業を実施していきます。

表 4-1：館林市木造住宅耐震診断者派遣事業実績

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	合計
件数	20	25	16	12	16	34	20	16	19	24	9	26	24	7	16	284

②館林市木造住宅耐震改修補助事業

耐震改修工事は、100 万円～150 万円で行われることが最も多く、全体の半数以上の工事が約 187 万円以下で行われています*。本市では、住宅の耐震改修に要する費用について、平成 20 年度より館林市木造住宅耐震改修補助事業を行っており、補助額は最大 100 万円です。

令和 2 年度までで延べ 6 件の耐震改修に対し補助を実施し、今後も継続して事業を実施していきます。

表 4-2：館林市木造住宅耐震改修補助事業実績

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	合計
件数	0	0	0	1	0	1	1	0	0	2	1	0	0	6

*耐震改修工事の費用：一般財団法人日本建築防災協会編集「木造住宅の耐震改修の費用」より

(3) 耐震改修促進法に係る各種認定

耐震改修促進法に基づく下記の認定制度について、情報提供を行っていきます。

①耐震改修工事に係る容積率、建ぺい率等の緩和（耐震改修促進法第 17 条）

これまで、耐震改修を行う際に、床面積が増加することから、有効に活用の出来ない耐震改修工法がありました。

建築物の耐震改修計画を作成し、所管行政庁の認定を受けることにより、耐震改修でやむを得ず増築するものについて、容積率・建ぺい率の特例措置が認められ、耐震改修工法の拡大が図れます。

②建築物の地震に対する安全性の表示制度（耐震改修促進法第 22 条）

建築物の所有者は、所管行政庁から建築物が地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を受けることができます。認定を受けた建築物は、広告等に認定を受けたことを表示できます。

③区分所有建築物の議決要件の緩和（耐震改修促進法第 25 条）

耐震診断を行った区分所有建築物の管理者等は、所管行政庁から当該区分所有建築物が耐震改修を行う必要がある旨の認定を受けることができます。

これにより、認定を受けた区分所有建築物は、区分所有法（建物の区分所有等に関する法律第 17 条）に規定する共用部分の変更決議について、 $3/4$ 以上から $1/2$ 超（過半数）に緩和されます。

(4) 住宅の建替えの促進・除却の促進

耐震性がない住宅の中には、耐震改修に多額の費用を要するものもあり、耐震改修が進まない要因のひとつと考えられます。また、耐震化された住宅の大半は新築又は建替えによるものが大半を占めていることから、耐震改修を促進するとともに、耐震性のない住宅の建替えを促進します。

さらに、耐震性がない空き家については、地震により倒壊した場合に、隣地に被害をもたらすおそれがあり、また倒壊により道路等を閉塞することで、周辺住民の方々の避難に支障をきたす恐れもあることから、空き家の施策と連携を図り、空き家の除却を促進します。

(5) 住宅のリフォームに合わせた耐震改修の促進

住宅の省エネ化やバリアフリー化、防犯対策などのリフォーム工事や増改築とあわせて耐震改修を実施することが効果的であり、費用面でもメリットがあります。

そこで、市役所窓口等でリフォーム工事と耐震改修を一体的に行った場合のメリット等に関する情報提供を行い、建築物の所有者等の意識啓発を促進します。

(6) 「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」の策定

住宅の耐震化を加速するため、広報紙での周知普及、戸別訪問等による住宅所有者への直接的な働きかけ、耐震診断の結果耐震性がなかった場合には改修補助制度・概算費用を案内したり、相談を受けることなど、住宅所有者に合わせたきめ細やかな取組みや改修事業者の技術力向上のための講習会の実施等、住宅耐震化に向けた積極的な取組みを位置付けた「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を別途策定していきます。

(7) 住む人に合わせた耐震改修の促進

一度の耐震改修工事で完全な耐震化を行うことは費用面で困難な場合もあります。

このため、段階的な耐震化や、天井・床を解体せずに耐震改修が可能な、低コストでの耐震改修方法など、住む人に合った耐震改修を促進します。

4 住宅の減災化の促進

住宅の耐震改修には多額の費用負担が生じるなどの理由により、建物の安全性に不安があつて耐震診断まで実施したとしても、耐震改修工事の実施までなかなか進まない状況があります。

そのため、耐震化を促進する施策と平行して、人命被害を減らす「減災化」を目的とした施策を促進します。

(1) 耐震シェルター等の設置の促進・支援

住宅の耐震化が費用などの面でなかなか進まない状況を踏まえ、耐震化されていない住宅の屋内で最も滞在時間の長い寝室などの必要最低限の安全空間を確保するためのものとして、耐震シェルターや耐震ベッドなどによる圧死を防ぎ地震被害を軽減するための施策を促進し、本市では平成 30 年度から耐震シェルター等設置費補助事業を実施し、今後も継続して事業を実施していきます。

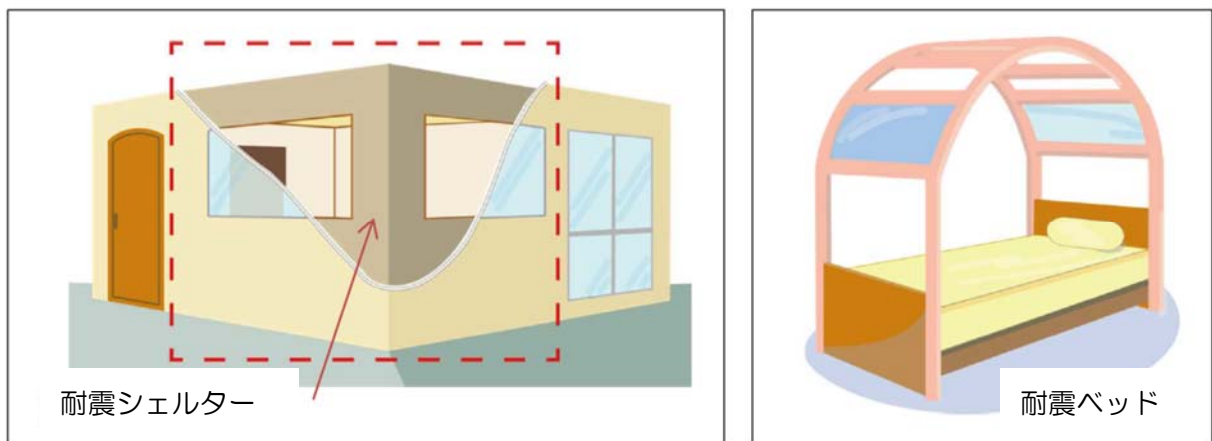


図 4-2：耐震シェルター・耐震ベッドイメージ（資料：「群馬県耐震改修促進計画」）

①館林市木造住宅耐震シェルター等設置費補助事業


耐震シェルターや耐震ベッドなどを設置した場合、その費用の 1/2 以内の最大 30 万円を補助する取組みを実施していきます。

平成 30 年度より実施していますが、令和 2 年度までの補助実績は 0 件です。

5 市有建築物の耐震化の推進

市有施設の耐震化については、平常時の利用者の安全確保だけでなく、被害情報収集や災害対策指示が行われるなど、災害時の防災拠点施設としての機能を確保する観点からも、早急に耐震性を確保する必要があるため、下表の考え方にに基づき、耐震診断義務付け対象建築物から優先的に耐震化を推進していきます。

表 4-3：耐震化を積極的に推進する市有建築物の耐震化の考え方

耐震改修促進法上の分類	耐震化の進め方	優先度
I 耐震診断義務付け対象建築物 <ul style="list-style-type: none"> 要緊急安全確認大規模建築物 要安全確認計画記載建築物（防災拠点庁舎） 	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年度までのできるだけ早い時期にすべての対象建築物の耐震化が完了するよう、最優先で耐震化を進める。 	高い 
II 特定既存耐震不適格建築物 <ul style="list-style-type: none"> 多数の者が利用する建築物 	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年度までにすべての対象建築物の耐震化が完了するよう、優先的かつ計画的に耐震化を進める。 	
III 既存耐震不適格建築物（小規模建築物*を除く）	<ul style="list-style-type: none"> 市有建築物の様々な特性を把握し、耐震性能を確保する優先度を評価し、耐震診断を行っていない場合は耐震診断を進め、計画的に耐震化を進める。（評価項目の例：利用状況、利用者属性、災害時の位置付け、活用方針、立地、規模、建築年等） 	

※小規模建築物：以下のいずれかに該当する建築物

- 構造が木造で、階数が2以下かつ延床面積 500 m²以下
- 構造が木造以外で、階数が1かつ延床面積 200 m²以下

耐震性のない小規模建築物については、所管部署で優先順位を定め、耐震化推進に努めるものとします。

その他、市有施設のブロック塀等が倒壊すると、通行人が下敷きになる場合があることから、早急に安全性を確保する必要があります。そこで、避難路*沿道をはじめとしたブロック塀等の安全対策を推進します。

※避難路：住宅や事業所から避難所や避難地等へ至る建築基準法第42条で定義される道路（ブロック塀等安全確保に関する事業に係る避難路）

6 避難路の指定及び沿道建築物の耐震化

群馬県地域防災計画において、大規模な地震等の災害が発生した場合に救命活動や物資輸送を行うための緊急輸送道路として、1次路線・2次路線・3次路線が位置付けられており、「群馬県耐震改修促進計画」において1次路線のうち特に重要な広域ネットワークを形成している道路を「耐震診断義務付け道路^{※1}」とし、それ以外の緊急輸送道路を「耐震化努力義務道路^{※2}」として位置付けております。

これらの道路については、地震発生時に通行を確保すべき道路であり、震災時の建築物の倒壊によって、住民の避難や緊急車両の通行の妨げが起こらないよう、前面道路の幅員に対し一定の高さを有する建築物（以下「通行障害建築物」という。）の耐震化を進める必要があります。本市では通行障害建築物について調査し、耐震化を推進していきます。

※1 耐震診断義務付け道路：県又は市の耐震改修促進計画で指定することで当該道路沿道の通行障害建築物のうち耐震性が不明であるもの（以下「通行障害既存耐震不適格建築物」という。）の耐震診断の義務付けが行えます。

※2 耐震化努力義務道路：県又は市の耐震改修促進計画で指定することで当該道路沿道の通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断や耐震改修の努力義務を課し、所有者に対し指示が行えます。

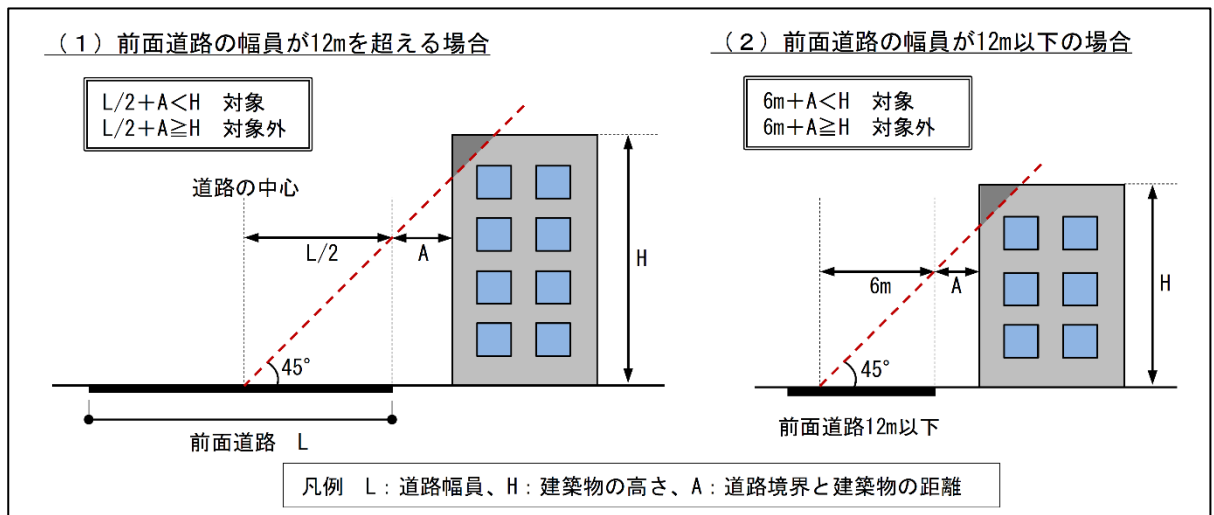


図 4-3：通行障害の対象となる要件（資料：「群馬県耐震改修促進計画」）

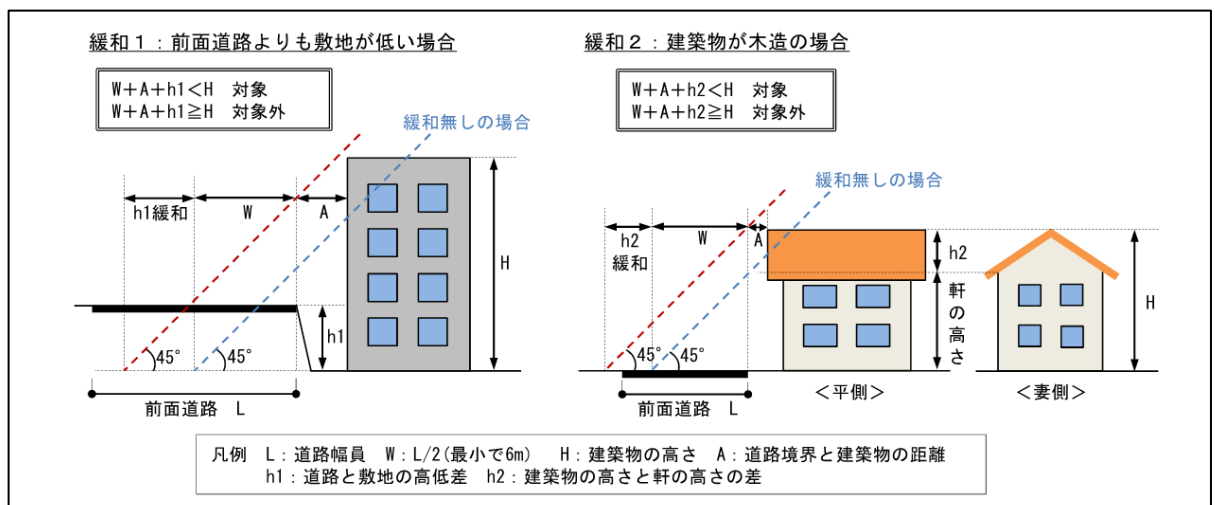


図 4-4：通行障害の要件の緩和[※]（資料：「群馬県耐震改修促進計画」）

※通行障害の要件の緩和：群馬県耐震改修促進計画における避難路の指定では、図 4-4 のとおり緩和の要件の規定が設けられています。

7 耐震改修促進法等に基づく指導等の実施

所管行政庁である本市は、耐震改修促進法に基づき、特定既存耐震不適格建築物所有者に対する指導・助言を行います。

耐震改修促進法第7条に規定する要安全確認計画記載建築物及び耐震改修促進法附則第3条第1項に規定する要緊急安全確認大規模建築物については、所有する建築物が耐震診断の実施及び耐震診断の結果の報告義務の対象建築物となっている旨の十分な周知を行い耐震診断の結果を公表します。

また、耐震改修促進法第15条第2項に規定する特定既存耐震不適格建築物（指示対象建築物）については、その所有者に対して、所有する建築物が指示対象建築物である旨の周知を図るとともに、同条第1項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努め、指導に従わない者に対しては同条第2項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、ホームページ等を通じて公表します。

さらに、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者が必要な対策を取らなかった場合には、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については、建築基準法第10条第3項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となる恐れがあると認められる建築物については、同条第1項の規定に基づく勧告や同条第2項の規定に基づく命令を行います。

※要緊急安全確認大規模建築物、指示対象建築物及び、耐震改修促進法第14条に規定する特定既存耐震不適格建築物の用途及び規模要件については、5ページ表1-2のとおりです。

8 その他の地震時における安全対策の取り組み

(1) 家具の転倒防止

家具が転倒することにより負傷したり、避難や救助の妨げになったりすることが考えられます。住宅内部での身近な地震対策として、家具の転倒防止に関するパンフレット等の配布により市民に周知するとともに、効果的な家具の固定方法の普及徹底を図ります。

(2) ブロック塀等の倒壊防止

地震発生に伴いブロック塀や石積み擁壁等が倒壊すると、その下敷きになり死傷者が発生したり、避難や救援活動のため道路を通行するのに支障をきたしたりします。

ブロック塀の倒壊の危険性をパンフレット等の配布により市民に周知するとともに、正しい施工技術及び補強方法の普及徹底を図り、必要に応じた改善指導等を引き続き行います。

また、更なる耐震化推進のために、避難路^{※1}沿道の住宅のブロック塀等^{※2}について、撤去費補助を実施していきます。

※1 避難路：住宅や事業所から避難所や避難地等へ至る建築基準法第42条で定義される道路（ブロック塀等安全確保に関する事業に係る避難路）

※2 ブロック塀等：コンクリートブロック塀、石塀その他これらに類する組積造の塀

①館林市ブロック塀等撤去費補助事業

地震時におけるブロック塀等の倒壊等における人命被害を減らすため、道路等に面する危険なブロック塀等を撤去する方に撤去費の補助（最大5万円）を行っていきます。

令和元年度より実施し、令和2年度までで延べ3件の補助を実施しました。

(3) 窓ガラスや屋外看板等の落下防止

大規模地震の発生時には、建物の倒壊だけでなく、窓ガラスや屋外看板、外壁等が落下することにより、路上の通行人等に死傷者が発生したり、がれきの大量発生による避難や救援活動の遅延につながったりすることが考えられます。

窓ガラスや屋外看板等の落下による危険性をパンフレット等の配布により市民に周知するほか、その設置方法や構造・施工状態の早期点検を促すとともに、ガラス留めとして使用されているシーリング材の改善や屋外看板等の設置補強などに関する普及徹底を図り、必要に応じた改善指導等を引き続き行います。

(4) 天井等の非構造部材の脱落対策

過去、地震時に体育館、劇場などの大規模空間を有する建築物の天井が脱落して、甚大な被害が発生しており、天井の脱落対策に関する新たな基準が制定されています。

そこで、建築物の所有者等へ天井等の構造・施工状態の早期点検を促すとともに、適切な施工技術及び補強方法の普及徹底を図り、必要に応じた改善指導等を引き続き行います。

(5) エレベーター・エスカレーターの防災対策改修

これまで、地震時にエレベーターが緊急停止し、かご内に人が閉じ込められるなど多くの被害が発生しています。また、東日本大震災によるエレベーターの釣合おもりの脱落やレールの変形、エスカレーターの脱落などの被害事例を受けて、エレベーターやエスカレーターの技術基準等について、建築基準法施行令及び告示が改正されています。

そこで、エレベーターやエスカレーターの建築基準法の定期検査などの機会を捉えて、建築物の所有者等に地震時のリスクなどを周知し、安全性の確保を図るよう指導します。

また、建物管理者・保守会社等や消防部局との連携による救出・復旧体制の整備などを促進するとともに、地震時のエレベーターの運行方法や閉じ込められた場合の対処方法などについて建物管理者や利用者に広く周知を図ります。

編 集 館林市都市建設部建築課
発 行 館林市都市建設部建築課（令和 3 年 4 月）
住 所 〒374-8501
群馬県館林市城町 1 番 1 号
電 話 0276-72-4111